

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 志賀高原保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	■ 1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	・山ノ内町が運営する5保育園共通の保育目標があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。また、同じく3項目の公立保育園としての共通の人権・同和目標が定められており子どもの人権感覚の育成、生きていく権利を他から疎外されないような保障について明記している。事務室に園の保育理念や人権同和・目標を大きく掲示し誰にもわかるようにしおり、職員会議でも折にふれ保育目標や人権・同和目標の実践状況について振り返り意思統一を図っている。別に、園としての保育理念と保育目標があり職員は日頃の保育の中で具現化している。保護者に向けては「保育園のしおり」や「園だより」などに記載し周知を図っている。保護者アンケートの「保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)には納得していますか」という問について「いいえ」という方が4分の1弱おり、浸透度が今一つではないかと思われる。今後、保護者への周知について保護者の集まる機会などに、「保育目標」や「人権・同和目標」等を基に更に具体的に説明されていくことを期待したい。
					■ 2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					□ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					□ 7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 212 1525 260">■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 <li data-bbox="824 339 1525 387">■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 <li data-bbox="824 467 1525 563">■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 <li data-bbox="824 579 1525 627">■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>・町の子ども支援係を中心に公立保育園全体の方向性が決められている。当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析については令和2年度から令和6年度までの「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」や「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として行われており、地域の実状に合わせニーズに応じている。子ども支援係では役場内の各課と連携し、子どもが生まれる前から切れ目なく時系列的にその状況を把握し、町として実施する園庭開放や子育て支援センター「ゆめっこ」、一時保育などの利用者数を集計し、地域の現状や潜在的利用者等も把握している。また、町としての「まちづくりアンケート」の中で「子育て教育施策について」の設問を設け保育・教育ニーズの把握に努め、更に、「山ノ内町保育所運営審議会」が毎年度開かれ、現状の分析と点検がされ次年度以降に向けた課題が明確にされている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 711 1525 791">■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 <li data-bbox="824 823 1525 871">■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 <li data-bbox="824 935 1525 967">■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 <li data-bbox="824 1046 1525 1094">■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<p>・運営に関しては担当部署の子ども支援係の管轄で5町立保育園合同で推進されており、経費については「保育園予算配当」として各園ごとに歳出予算の上限枠が決められている。職員の確保については利用する子どもの数を予測しており、その必要性に応じ予め代替職員などが確保されている。各保育園別の実状に合わせて地域ならではの保育園の送迎ミニバスも運行されており、運転手が確保されている。また、町長が直々に出席し、5年に1回、保護者及び園長へのヒヤリングの場として「保育園保護者懇談会」を各園ごとに実施し、運営状況や課題などの説明もしており、園の職員会や朝会などでその内容が周知されている。更に、2ヶ月ごとに「山ノ内町保育研究会」の8つの部会が開かれ課題解決に向けて協働している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	<p>・平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの「第6次山ノ内町行政改革大綱実施計画」が策定されており、「第2章第1節 安心して子育てできるまちをつくる」として方針が定められている。また、それに並行して令和2年(2020年)度から令和6年度(2024年度)までの「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」も策定され、推進されている。同時に令和2年度末までの5ヶ年計画「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」があり「基本目標 結婚・出産・子育て! 切れ目のない支援を創生します」等のビジョンを明確にしている。「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」には「子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり」という基本理念が掲げられ、基本目標として「子育て家庭の支援」「親子の健康の確保と増進」「教育環境の整備」「子育てにやさしい生活環境の整備」「要保護児童・家庭への支援」の5つも掲げられ、それぞれの目標についての具体的な施策として「事業名・事業内容」が具体的に示され、可能なものは数値化し費用対効果などの効果検証が可能となっている。</p>
			■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	□ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		<p>・「第2期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を基に町立5保育園としてほぼ共通の「全体的な計画」を策定し運営をしている。「全体的な計画」の中には重点課題として、「信州型自然保育(信州やまほいく)」や「食育」、「健康支援」、「環境・衛生管理」、「保護者・地域への支援」などの項目が掲げられている。また、歳出予算として積算基礎毎に「保育園予算配当」として会計上の予算が詳細に組まれている。今後、可能であれば事業ごとに数値目標や具体的な成果等を設定することにより、定量的な分析が可能になるようにしていくことが期待される。</p>	
■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		□ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	<p>・「山ノ内町保育所運営審議会」「保育園保護者懇談会」等でも町保育園全体としての計画の評価・見直しが行われている。5公立保育園としてのほぼ共通の全体的な計画があり、また、年間指導計画、食育指導計画、保健計画なども策定されている。また、「保育園予算配当」として会計上の予算が生まれ、それに沿い運営されている。町として、園庭開放や子育て支援センター「ゆめっこ」、一時保育など、それぞれの実施状況が、数値や成果として集計・分析されている。期末には「保育概要報告」として年度の実施状況を振り返り、職員会議や町保育研究会の各部会での分析結果等も踏まえ次年度に向けて対策を立てている。園として作成した全体的な計画や年間指導計画等にも各園の重点的な課題やそれに関連した目標が盛り込まれており、職員からの意見やアイデアも採り上げ各園の位置する地域性に合わせた具体策を策定している。</p>
			■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	<p>・計画については、園のおたより等で全体的な計画に繋がる保育の場面を見える化し、また、玄関ホールの見えやすい場所に写真などを交え掲示し、理解を促している。保護者会総会が毎年4月の入園式と同日に実施されており、保護者会としての年度の計画・予算が検討されており、園長が前年度の振り返りも含めて当保育園の事業概要報告と年度の計画を説明し理解を得ている。小規模園として各行事に際し、保護者に直接、感想・意見・要望等を伺えることからその結果を検討し、行事のみでなく全体的な運営に反映している。また、当保育園は「信州型自然保育(信州やまほいく)」の認定を受けており、そのホームページのブログからもビジュアルに活動の様子を知ることができる。</p>			
■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。						
■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。						
■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	■ 33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	<p>・ 第三者評価の受審は今回が初めてであるが、職員は毎年度、町職員としての評価シートで自らの目標を設定し、振り返りを半期ごとに行い業績評価を行っている。また、それらを基に園内研修を実施し課題解決を図っている。今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、更に深く分析し、評価結果が公開される予定である。今後、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みを保育所として定め、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが望まれる。</p> <p>・ 年2回、町職員としての「評価シート」で自己評価を行っている。今後、自己評価、第三者評価等の結果を基に、改善の課題を明確にし、この解決に計画的に取組むことが必要ではないかと思われる。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題を文書化し、職員間で検討する機会を持たれることを期待したい。更に、設備の改善や予算的な課題等、単年度では解決できないものもあると思われるので優先順位を決め計画を立て、段階的に取り組まれることが期待される。</p>
			■ 34		保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
			□ 35		定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
			□ 36		評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
			② 評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	□ 37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
			■ 38		職員間で課題の共有化が図られている。		
			□ 39		評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
			□ 40		評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
□ 41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・当園としての「職務分担表」が文書化されており、園長自らの職務内容として「運営管理及び庶務関係」が定められ、「備品管理点検」、「物品購入及び管理」、「園児入退園出欠簿」、「職員勤務に関すること」、「保護者会及び学校関係」等の自らの主な業務を明確にしておき、職員と協力しながら課題解決に取り組んでいる。また、新年度の職員会や園内研修等で職員にも自らの役割と責任を明らかにしている。更に、「自衛消防隊」や「不審者侵入への対応」、町の「保育園管理規則」等に基づき有事の際の役割と責任も明確になっており、園長不在時は主任保育士が代行している。県ホームページの「信州型自然保育(信州やまほいく)」認定団体情報でも当保育園についてその趣旨や取り組み状況を掲載し、園の保育姿勢を明らかにしている。
			■ 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。			
		■ 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。				
		■ 45 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。				
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	・園長は町の園長研修でコンプライアンス研修等を学び、また、職員に必要な事項を伝え遵守できるように指導している。また、町として「保育所職員服務規程」があり、児童憲章や児童福祉法の本旨を理解し職員を導いている。更に、労働基準法に基づき職員の休憩や休日の確保等についても配慮し働きやすい環境を整備している。	
		■ 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。				
■ 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。						
■ 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。						
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は「山ノ内町保育研究会」の園長部会の一員として他の園長と情報交換し、町の保育の質の向上に有益なことについては5保育園全体で実践している。また、園長は職員とともに保育の質の現状について職員会議等で振り返り、改善に向けて指導力を発揮している。また、保護者からも参観日や催しの都度、感想や意見、要望などを聴き、それを基に改善策について職員会議等で話し合っている。園内で園内研修を開催し、また、外部の研修等、職員自らの希望にも沿い主任と相談しながら計画的に取り組み、その充実を図っている。日誌や年齢別の年間指導計画、月間指導計画等を確認する中で、その評価・反省についても実際の保育と照らし合わせ主任と共に把握し、職員に具体的に助言している。		
■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。						
■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。						
■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。						
■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は運営や業務の実効性を高めるために、与えられた業務分担の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。人事については町として実施されているが、クラス担任、代替保育士、調理員などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮し、随時の面談を通して職員の意向も把握し絶えず働きやすい環境づくりを図っている。また、主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても経費内での有効費消に努めている。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理員等の配置基準があり、町担当部署が主管し、町立5保育園全体で正規職員、任期付職員などの確保が計画的に行われている。町の子育て支援センターを中心に妊娠から出産、保育に到るまでの支援が継続的に行われ、保育のニーズについての予測も十分にされており、それを見越した保育士が確保されている。人材育成という面では園内での研修が組まれており、また、外部研修への参加等についても園長から働き掛けがされており、5公立保育園全体としても研修の場が検討されている。看護師については町として配置されており、保健講座等の講師も務めており、栄養士について町5公立保育園として配置があり、地産地消も含めた献立に配慮がされている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>□ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</p>	<p>・期待する職員像については当園の保育についての理念や目標を記したフロー図に「保育士の姿勢」として記載しており、その中から読み取ることができる。人事基準については町の行政職と同じ基準が保育園職員にも適用されており、職務に関する成果や貢献度等については評価シートが用いられている。評価シートには「実績」、「行動」、「能力」などの各領域があり職員は年2回自己評価を行い、また、それぞれの職位に応じ上位職との面談も実施され、一人ひとりの職員の考え方や保育に対する取り組み姿勢等について伝えている。小規模園であるので日頃から必要に応じて園長と面談し、職員の意向等が聞き入れられるようになってきている。今後、職員等が保育の専門職として自ら将来を描くことができるような仕組みづくり（＝キャリアパス）等の導入について検討の機会を設けられることが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・ 職員の休暇、超勤、出張に関することなどの労務管理の責任者は園長が担い、時間外勤務等の指示は園長がチェックしている。職員の健康と安全の確保については町総務課が対応しており、ストレスチェックや健康診断等が実施されている。町担当部署の課長・係長との直接の面談が個別またはグループ別に行われ、必要な時には園長との面談も随時行うことができている。福利厚生については職員共済組合に加入しており、各種優待等を受けることができる。仕事と生活の両立という面では町の「保育所職員の勤務時間に関する規程」に沿い、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでおり、介護や育児などの状況に応じて休暇が取得できるように配慮もされている。園長自ら代替保育士として役割を担うこともあり、福祉人材の確保、定着の観点から働きやすい環境づくりに職員全員で取り組んでいる。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・ 期待する職員像については当園の保育についての理念や目標を記したフロー図に「保育士の姿勢」として記載しており、その中から読み取ることができる。また、保育の質の現状について人事「評価シート」を使い年2回振り返り、自らの保育について確認をし、同じく、業績評価としての評価シートを活用し4月に目標を自ら立て、半期に一度評価を行い次年度の目標に繋げている。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、達成状況を確認をする中で組織として力を高め成果を出せるようにしている。更に、評価シート作成時や中間に上位職との面接の場も随時設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 212 1527 268">■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 <li data-bbox="824 300 1527 379">■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 <li data-bbox="824 395 1527 443">□ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 <li data-bbox="824 483 1527 515">□ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 <li data-bbox="824 571 1527 627">□ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>・当園の保育についての理念や目標を記したフロー図があり、その中から期待される職員像を読み取ることができる。年度の職員の研修については5公立保育園合同の研修や外部研修などとして組み立てられ、研修参加者の報告から園内での伝達研修を行い、学んだことを職員間で共有している。また、職員は自ら希望する外部研修にも参加することができ、自己啓発にも取り組んでいる。今後、職員の経験や習熟度に応じ、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にし、職員の教育・研修に関する保育所の基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修を適切に実施されていくことが期待される。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 675 1527 722">■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 <li data-bbox="824 762 1527 810">■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 <li data-bbox="824 850 1527 930">□ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 <li data-bbox="824 946 1527 994">■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 <li data-bbox="824 1034 1527 1082">■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>・職員の資格の取得状況については、人事調書などで把握されている。公立保育園としての「保育研究会」があり、園長部会、主任保育士部会、各年齢別の部会、人権同和教育部会、給食部会等、職種に合わせた部会が実施され共通の課題を上げ解決を図っている。また、町職員としての研修については町担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しても町担当部署からの情報提供の回覧に加え各自情報を収集し主体的に参加している。更に、研修参加者の報告会などを職員会で行い、全職員に技術や知識が行き渡るようにしている。保育に関わるニーズの多様化から、今後、一層、職員の専門性が問われていくものと思われ、経験や習熟度に応じた階層別、職種別研修の機会を確保し職員への参加を働きかけられることが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>□ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>□ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>□ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・全体的な計画の「保護者・地域への支援」には実習生の受入れについて掲げられている。地域性から交通手段の確保が難しいこともあり実習生の受け入れは難しくなっている。実習生受け入れについてはマニュアルはないが、受け入れの希望があれば、学校側とのプログラムについての打ち合わせや実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会を持つことは可能となっている。また、実習指導者については主任が当たるようになっている。福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務の一つであり、地域の特性や規模等、状況によって異なるが、保育所としての姿勢を明確にされるとともに、その体制を整備し、効果的な研修・育成に繋がられていくことが期待される。</p>
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>□ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>□ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・「保育園のしおり」や「保育園だより」に町公立保育園としての「保育目標」「人権・同和教育目標」が掲載されている。また、町のホームページ等に公立保育園の一つとして当園も情報公開をしており、年間計画等は園内に掲示されている。更に「信州型自然保育(信州やまほいく)」のホームページに認定団体として当保育園の概要や活動の様子が公開されており、そのブログには当保育園の特徴的な取組が載せられている。第三者評価については今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域の人々に向けて、保育に関わるイベントなどの印刷物を園内に掲示したり配布している。今般の第三者評価の公開を契機に、今後は可能な範囲で5公立保育園の事業計画、事業報告、予算、決算等も公開され、地域住民や保護者からの信頼度が更に深まるように努められることが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。 ■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。 ■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 □ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。 □ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>・町の財務規則があり、園としての職務分担表により園長が主管し職員は自ら関わりのある職務を担っている。それぞれの保育園毎の「保育園予算配当」があり、また、決算も文書化されている。公立保育園として県の北信保健福祉事務所による監査を定期的に受けており、町の事務監査も定期的に受け、透明性の高い適正な運営が行われている。</p>
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 □ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 □ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>・地域との関わりについては「全体的な計画」の中で「地域の実態に対応した事業」として文書化されており、一時預かりや園庭開放、子育て相談に取り組んだり、祖父母との交流、地域のボランティアとの関わり、地域行事への参加等、地域の人々との積極的な連携を図り地域社会での体験の場を作っている。当保育園の保護者会の活動は活発で色々な面で支援を受けており、また、園のある地元の人々の集まり「志青会」、路線バスの運転士、駐在所署員、電力会社出張所所員、水道組合組合員など、折にふれ、地域の人々と関わることができるようになっている。祖父母との世代間交流(焼き芋大会)、地元の「大蛇祭り」「統一スキー場開き」での地域の方々との交流なども実施されており、更に、「信州型自然保育(信州やまほいく)」でも保護者や地域の人々と交流している。個々の子ども・保護者のニーズについては町の子育て支援センターを紹介している。今後、子どもが社会体験を積む具体的な取組として、子ども・保護者のニーズに応じて、更に、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行っていくことが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	・「全体的な計画」の「保護者・地域への支援」の中で「実習生・学生によるボランティア」として文書化されている。地域性から交通手段の確保が難しいこともあり実習生・学生ボランティアの受け入れは難しくなっている。シルバー人材の高齢者による草刈り、地元の人々の集まり「志青会」の方による雪除けトンネルの整備、駐在所署員・電力会社出張所所員・環境庁自然保護官などによる園周辺の除雪、JAきのこ部会による栽培キノコの収穫、節分の鬼役やサンタクロース役に関わっていただく地元の人々、雪囲い作業ほか園の整備に関わっていただく保護者の方などサポートがありふれあいの機会も持たれている。今後、地域の社会資源として、また、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして、更に、ボランティアの受け入れを位置づけ、そのために参加を希望する方への注意事項なども含めたボランティア受け入れマニュアルも整備し、事前にオリエンテーションを行うことで理解を深めていただきボランティアの輪を拡げられていくことを期待したい。
			□ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		□ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。		・園の関係機関については把握しており、配慮が必要な子どもの療育相談、園長会、保小連絡会等が定期的に関われ、協働しながら課題の解決に努めている。また、町の子育て支援センターと連携したり、施設開放による交流事業として「園庭開放」を実施している。更に、町の教育委員会の担当部署などと連携しながら町内のネットワークに参画し町を目指す「子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる」総合的な支援に公立5保育園として合同で取り組んでいる。	
	■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。			
	■ 122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<input checked="" type="checkbox"/> 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	<p>・当園で毎月1回、木曜日に行う未就園児の交流の場としての「園庭開放」や「一時保育」で子育て相談に応じたり、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流をしたりしている。また、全園児が地域で開かれる「大蛇祭り」「スキー場開き」などに参加し、地域の人々と交流している。災害時には当保育園が地域の避難所となっており、同じく避難所となっている近くの志賀高原総合会館98との連携がとれるようになっている。また、地域の人々が園のどんと焼きに正月飾りを持ち込んで火を焚き子どもたちとの交流を深めている。相談支援事業、子育て支援センターへの支援等については町の子育て支援センター「ゆめっこ」がその役割を担っており、子育てに関する相談や支援、保護者の交流などの拠点施設として、「ゆめっこだより」を毎月保護者に配布し、保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等についても告知している。</p>
			<input checked="" type="checkbox"/> 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。			
<input checked="" type="checkbox"/> 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。						
<input checked="" type="checkbox"/> 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。						
<input checked="" type="checkbox"/> 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。						
② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	<p>・「園庭開放」や「一時保育」をしたり、クリスマス会などの行事への参加の呼びかけを行い、また、町子育て支援センター「ゆめっこ」からの情報などで地域の子育てニーズを把握し応えている。更に、民生委員の方を入・卒園式、運動会等の行事に招待し、園のことについて知ってもらうとともに地域のことについての情報交換を行っている。今後、更に、町子育て支援センター「ゆめっこ」などと連携を取り、「園庭開放」や「一時保育」等の機会に保育ニーズを把握し、安心して子育てできる地域環境づくりに取り組んでいただくことが期待される。</p>			
<input type="checkbox"/> 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。						
<input type="checkbox"/> 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。						
<input checked="" type="checkbox"/> 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。						
<input checked="" type="checkbox"/> 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。						
<input type="checkbox"/> 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 139 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育を実践している。当保育園の全体的な計画には保育理念(事業運営方針)や保育方針が掲げられ、子ども一人ひとりを大切に、健やかな心身の成長を願って五つの保育目標を定めている。年間指導計画や人権・同和教育を通じて子供の人権、互いの尊重を職員間で話し合い、保育内容にも取り入れ反映している。また、町としての「保育所職員服務規程」があり「服務の基本」として児童憲章や児童福祉法の本旨を理解し保育に当ることが上げられている。保護者には入園説明会、入園のしおり、園だより等で伝え理解を図っており、4月に配布される園だよりには保育目標、人権・同和教育目標、児童憲章が記載されている。更に、町各保育園として幼児向けの「人権・同和研修」や年長児向けのセカンドステップを行い、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割、性差などで固定的な観念を植え付けず、互いに尊重する心を育む取組が行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	・職員はプライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解し保育に当たっている。町としての「保育所職員服務規程」があり「サービスの基本」や「服務心得」として誠実に服務すること、礼節を重んじ相互に協力し信用を傷つけるような言葉使い又は行動をしないこと、知り得た秘密は漏らしてはならないこと等の趣旨を掲げている。職員は日々の子どもの様子を観察し、虐待などの早期発見、予防に心掛けている。今後、保育所の特性に応じた留意点等に関するプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等を作成して職員に周知・徹底し実践に反映されていくことが期待される。
		□ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。				
■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。						
■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。						
■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。						
□ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。						
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	
			■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。		■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	・町あるいは5公立保育園として子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報について、県知事に報告し、県の社会福祉施設名簿(令和2年4月1日現在)に公表されている。また、当保育園は長野県から「信州型自然保育(信州やまほいく)」の認定を受けており、県のホームページにも園の概要が載せられており活動の様子なども知ることができる。5公立保育園共通の入園のしおり、子育て案内などを作成し、町役場担当部署の子ども支援係に置き対応している。入園のしおりには保育目標、人権・同和教育目標、園での生活の様子、感染症について等、細かく記載されている。園の園庭開放、一時預かり保育、町子育て支援センター「ゆめっこ」などで子育て支援や入園相談、見学などに応じている。
			■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。		■ 153 見学等の希望に対応している。	
			■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・ 入園説明会を開催し、5公立保育園共通の「保育園入園のしおり」を用いて説明をし理解を図っている。入園前個別懇談も開催し、家庭環境、発育状況等を把握している。毎年入園式で園目標、園生活のお願い、年間行事等を記した園だよりを全員に配布し説明を行っている。年度末には一年間の概要をまとめ、保護者に保育内容を伝えている。また、「保育園入園のしおり」には「年齢別の保育目標」「発達のみやす」などが載せられており、継続の子どもたちにとっての指標となっている。
			■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。			
■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。						
■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。						
■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。						
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	・ 保育所等の変更にあたっては、必要に応じ、子どもや保護者の意向を踏まえ、他の福祉施設・事業所や行政をはじめとする関係機関との連携を図っている。5公立保育園共通の、一人ひとりの子どもの保育要録を作成し、必要に応じて転園先に要録を送り、保育の継続性を図っている。保育所の利用が終了した後の子どもや保護者等への担当窓口は町子ども支援係となっている。今後、必要に応じて、更に、行政や関係機関、他の事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築にも園として関わりを持たれていくことが期待される。
			□ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。			
			□ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。			
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	・ 町長が直々に出席し、5年に1回、保護者及び園長へのヒヤリングの場として「保育園保護者懇談会」を各園ごとに実施し、運営状況や課題などの説明もしており、また、保護者会の会議に園長が出席しており、保護者から園の運営や満足度についての話を聞き、具体的な保育の改善に結びつけている。また、新入園児の家庭への訪問もを行い、馴染みの、何でもいえる関係性を築いている。職員は子どもの様子や行動から満足感を把握し、週日案の作成にも活かして取り組んでいる。小規模園の強みとして、迎える時に保護者から子どもの様子などを直接聞き、満足感を把握するよう心掛けている。今後、園の特性に合わせ利用者満足に関する調査方法などを検討し、また、定期的に行うことで、改善課題の発見や改善課題への対応策等の立案に繋げていかれることが期待される。
			□ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。			
			■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。			
			■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。			
			□ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。			
			□ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 □ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 □ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 □ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 □ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・苦情の申出にいたる前に、送迎時の保護者との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中で、保護者等からの要望や意見を聞き入れ保育内容や運営等の改善をしている。小規模園であることから、保護者会の会議や雪囲い・どんど焼きなどの共同作業の中で保護者と話す機会が多く意思疎通も十分図られ、特別に配慮を要する苦情などは寄せられることはない。「山ノ内町保育所苦情等処置実施要領」があり5公立保育園への意見・苦情などは町の担当課に寄せられるようになっているので、事例として職員間でも直ぐに話し合い注意を喚起している。また、園として第三者委員が設置されているので、保護者等は直接申し出をすることができる。今後、可能であれば苦情解決の体制について園内にも設け対応されていくことを期待したい。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・保護者の相談、意見に関する取組については、利用開始時に説明を行うだけでなく、新入園児についての家庭訪問などで日常的な相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示するなど、相談や意見が述べやすい環境を整えている。保護者には日常的な言葉かけを積極的に行い、また、行事など保育の様子を玄関のボードに掲示し伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	<input type="checkbox"/> 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 <input type="checkbox"/> 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 <input type="checkbox"/> 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	<p>・送迎時の保護者との対話、電話等の日々のコミュニケーションの中で、保護者等からの保育内容や運営等の改善についての要望や意見、相談をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速な対応を行っている。いただいた相談や意見は職員間で話し合い、共有している。今後、園として可能であれば、相談や意見への対応マニュアルを整備し、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公表の方法等を具体的に策定されていくことが期待される。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<input type="checkbox"/> 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 <input type="checkbox"/> 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 <input type="checkbox"/> 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	<p>・緊急対策マニュアルとして山ノ内町地域防災計画があり、避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルも見直しがされ、業務継続計画や住民保護計画なども作成されている。災害対応に関する状況の変化に合わせ、町防災無線デジタル化、山ノ内町SUGU（すぐ）メールの活用などが進んでおり、5公立保育園としてもこれらに準じている。防災行政無線の放送内容は戸別受信機とともにSUGUメールにも連動しており、防災情報や警察情報、火災情報などについて、可能な限り多くの人々が活用できるようになっている。園での事故発生時は応急処置を行い、園長に報告をし、適切な対応を行っている。ヒヤリハット事例は保育日誌に記録をし、職員は事故防止に努めている。固定遊具点検は月1回、保育室内点検は毎日行い、安全確保・事故防止に努め、不審者対策訓練も含む避難訓練も毎月実施している。今後、公立保育園としてのリスクマネジメント規程等を定め、研修の実施や定期的な見直しと改善を図っていくことが期待される。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 □ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 □ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 □ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・感染症については、季節、保育の提供場面に応じた適切な対応をしており、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者へ周知している。5公立保育園共通の「保育園入園のしおり」に「主な学校感染症」の一覧を載せ、また、特に伝染性が強い「水いぼ」「とびひ」「手足口病」「インフルエンザ」について別途掲載し注意を喚起している。感染症が発症した場合には町の保健師へ連絡し必要な対策を行い、保護者にも玄関の掲示などで伝えている。また、感染症情報は職員間で伝え合い周知している。玩具や園内の消毒も定期的に行い、感染症予防を行っている。今年度は新型コロナウイルス対策のため、毎朝、家庭での検温をお願いしている。感染症の予防・対応について、子どもの生命と健康を守り、保育の質の向上を目指す意味からも、今後、マニュアル等を整備したうえで、保育所内の体制を更に整備し実行されていくことを期待したい。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 198 災害時の対応体制が決められている。 ■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・子どもの安全を確保するために、災害時における安全確保のための対策が講じられており、火災、地震、大雪等の災害に対する取組を積極的に行っている。防災計画に沿い、避難計画が作成され、毎月想定を変えた訓練を行っている。事務室には避難経路、緊急連絡網などが掲示されている。また、備蓄リストを作成し、備蓄品の管理を行っている。消防署、警察、地域と連携を図り訓練の指導を受けたり、サポート体制も整備されている。町としてのハザードマップがあり、災害時には当保育園が地域の避難所となっており、同じく避難所となっている近くの志賀高原総合会館98との連携がとれるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・「山ノ内町の子育て支援事業計画」が文書化されており、その基本理念「子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり」に基づき、各園で全体的な計画を作成している。各保育園における子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえた年齢別の実施方法等を定め、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準、内容を常に実現するようにしている。当園でもそれぞれの子どもの個性に着目した対応を行っており、一人ひとりの子どもの指導計画を作成し、それぞれの発育に応じた保育を行い、月案、週日案に反映している。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。	<p>・当園では、新保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を編成している。指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成している。アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスが定められており、アセスメント時には子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにしている。指導計画策定は主任が担い、全体的な計画を基に一人ひとりの指導計画についての助言を行っている。外部との連絡、協議事項は園長が担っている。個別の指導計画は担任が行い、配慮が必要な子どもやアレルギーについては保健師や栄養士、保護者と連携を図り、計画に反映し適切な保育に繋げている。また、日々の保育日誌で振り返りを行い、成長記録に記載している。</p>
			■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。			
■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。						
■ 215 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。						
■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。						
■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。						
■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。						
■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。						
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	<p>・指導計画の見直しについては、見直しを行う時期、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定め実施している。年間指導計画、月案、週日案は定期的に見直し、小規模園ということから見直しによって変更した指導計画の内容を、全職員に周知し実践している。また、職員会で話し合い課題や見直しを行い、結果を次の指導計画の作成に活かしている。今後、指導計画を緊急に変更する場合の仕組み等を整備されることが期待される。</p>
■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。						
□ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。						
■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。						
					■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	・「家庭の調べ」「発達記録」「保育状況」など、5公立保育園として統一した様式で個人の発達や生活状況を把握し、保育記録として残し、指導計画にも取り入れている。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等も定められている。また、園長、主任が記録の指導に当たり、記録内容や書き方に差異が生じないようにしている。保育記録で保育の実施状況の確認や担当者からの報告ルート等がシステムとして確立されており、園長が総合的な視点で情報を管理し、職員間でも共有できるようになっている。
			■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。			
■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。						
■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。						
■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。						
② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	・保育所が保有する子どもや家族の情報については情報が外部に流出しないように管理体制を整え、記録の保管場所や保管方法、責任者などを明らかにしている。当園として個人情報記録の管理責任は園長が担っており、今年度分はセキュリティ対策が取られた事務室に保管し、昨年度以前の記録は鍵の掛かった場所に保存している。今後、個人情報管理について職員にも理解を促し、また、遵守を図るため、教育や研修の機会を設けられることを期待したい。			
■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。						
■ 232 記録管理の責任者が設置されている。						
□ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。						
■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。						
■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。						